

株 主 各 位

(本店所在地)
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
(本社事務所)
大阪市北区中之島二丁目3番33号
株式会社 エディオン
代表取締役会長兼社長 久 保 允 誉

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階「エンパイアルーム」
ご来場の際は、末尾の「第15回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前（平成28年6月25日）までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

<お知らせ>

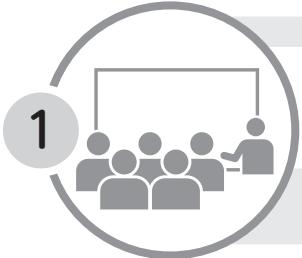
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
2. 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
3. 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち以下の項目につきましては、当社ホームページ (<http://www.edion.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、本招集ご通知添付書類及び前述のホームページ掲載書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.edion.co.jp/>) に掲載いたします。

<議決権行使についてのご案内>

当社では、議決権行使書の郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

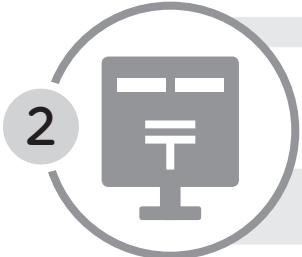
なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

- 

1 当日株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
- 

2 書面により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに到着
- 

3 インターネットにより行使いただく場合

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分まで

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきまして、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- (2) 平成28年6月28日（火曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話番号 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時、通話料無料）

3. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

4. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

5. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策、また、円安や原油安の影響もあり、企業収益の改善をはじめとした緩やかな景気回復基調で推移いたしました。一方で中国等の新興国経済成長の減速、マイナス金利の導入に加えて株価や為替の急激な変動もあり、先行きの不透明な状況が続いております。

当家電小売業界におきましては、夏場は暑さが長続きせず、冬場は暖冬であったものの、高機能商品を中心にエアコンの販売が堅調に推移いたしました。また、洗濯機、調理家電、理美容器具等の生活家電商品の販売が伸長し、4K対応商品が伸長しているテレビ等の販売も底堅く推移いたしました。そのほか、「端末価格実質0円販売」の廃止の指針により、年末から1月にかけてスマートフォン等の駆け込み需要が発生いたしました。

こうした中で当企業グループにおきましては、「Tポイントサービス」を家電量販店として初めて導入したほか、当社がクラブトップパートナーを務めております「サンフレッチェ広島」の優勝により、関連セールを実施し売上を伸ばしました。また、リフォーム等の「ELS（エコ・リビングソーラー）商品」を成長の柱として注力しており、社内研修等による営業担当者の生産性と顧客満足度の向上を図るとともに、施工拠点の拡大等により工事体制の強化を進めております。さらに、電力小売全面自由化の開始を受けて、平成28年3月から中部電力による電気使用量の見える化サービス「カテエネプラン」の受付を中部電力エリア及び首都圏にある当社の店舗で開始し、また同年4月から中国電力が提供する「コラボレーションメニュー」の一つとして、「エネルギーポイント」をエディオンポイントへ交換できる「エディオンメニュー」の開始が決定いたしました。

店舗展開につきましては、家電直営店は、「らぼーとEXPOCITY店（大阪府）」等8店舗を新設し5店舗を閉鎖いたしました。そのほか、「東淡路店（大阪府）」等4店舗を移転しております。非家電直営店は、5店舗を閉鎖いたしました。フランチャイズ店舗は、4店舗の純減少となりました。これらにより、当連結会計年度末の店舗数は、フランチャイズ店舗776店舗を含めて1,206店舗となりました。

前述の結果による当連結会計年度における営業店舗の状況と連結業績の概況は次のとおりとなりました。

営業店舗の状況

| | 前 期 末 | 増 加 | 減 少 | 差 引 | 当 期 末 |
|-----------------|------------|---------|---------|---------|------------|
| 直 営 店 | 432店 | 8店 | 10店 | △2店 | 430店 |
| フ ラ ン チ ャ イ ズ 店 | 780店 | 14店 | 18店 | △4店 | 776店 |
| 合 計 | 1,212店 | 22店 | 28店 | △6店 | 1,206店 |
| 直 営 店 売 場 面 積 | 1,029,801㎡ | 27,389㎡ | 33,378㎡ | △5,989㎡ | 1,023,812㎡ |

(注)直営店売場面積の増加・減少には、移転4店舗による増加・減少が含まれております。

連結業績の概況

(1) 連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は6,920億87百万円(前期比100.1%)となりました。これはエアコン、洗濯機、調理家電、理美容器具等の生活家電商品の販売が伸長し、4K対応商品を中心とするテレビ等の映像家電商品の販売も底堅く推移したことなどによるものであります。

(2) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は170億50百万円(前期比158.7%)となりました。これは高機能商品を中心に売上が伸長し、売上総利益率が上昇したことなどによるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は172億75百万円(前期比155.4%)となりました。これは主に営業利益の増加に伴うものであります。

(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は60億22百万円(前期比122.2%)となりました。これは主に減損損失が42億56百万円、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しが6億69百万円あったことなどによるものであります。

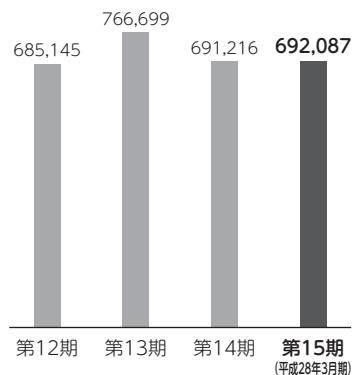
連結業績の概況

(単位：百万円)

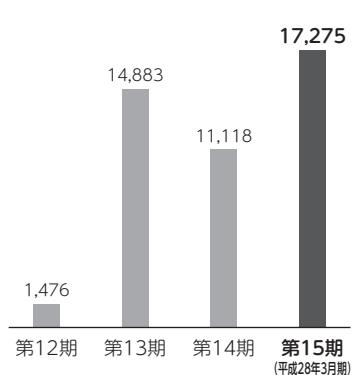
| | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 | 増減額 | 前期比(%) |
|-----------------|----------|----------|-------|--------|
| 連結売上高 | 691,216 | 692,087 | 870 | 100.1 |
| 営業利益 | 10,745 | 17,050 | 6,305 | 158.7 |
| 経常利益 | 11,118 | 17,275 | 6,157 | 155.4 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,929 | 6,022 | 1,092 | 122.2 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

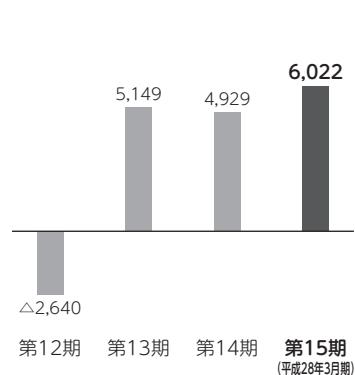
■ 連結売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



企業集团の商品分類別連結売上高

| 区 分 | 前連結会計年度 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで | | 当連結会計年度 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで | | 前期比 |
|------------|--|------------|--|------------|-------|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | (%) |
| 家電 | | | | | |
| テレビ | 41,939 | 6.1 | 43,487 | 6.3 | 103.7 |
| ビデオ・カメラ | 35,704 | 5.2 | 33,422 | 4.8 | 93.6 |
| オーディオ | 17,974 | 2.6 | 17,238 | 2.5 | 95.9 |
| 冷蔵庫 | 47,158 | 6.8 | 48,735 | 7.0 | 103.3 |
| 洗濯機・クリーナー | 59,431 | 8.6 | 63,245 | 9.1 | 106.4 |
| 電子レンジ・調理家電 | 36,974 | 5.3 | 38,677 | 5.6 | 104.6 |
| 理美容・健康器具 | 29,312 | 4.2 | 32,197 | 4.7 | 109.8 |
| 照明器具 | 10,242 | 1.5 | 9,674 | 1.4 | 94.5 |
| エアコン | 54,861 | 7.9 | 58,984 | 8.5 | 107.5 |
| その他空調機器 | 21,411 | 3.1 | 20,595 | 3.0 | 96.2 |
| その他 | 17,839 | 2.6 | 18,792 | 2.7 | 105.3 |
| 小 計 | 372,851 | 53.9 | 385,051 | 55.6 | 103.3 |
| 情報家電 | | | | | |
| パソコン | 52,049 | 7.5 | 44,849 | 6.5 | 86.2 |
| パソコン関連商品 | 44,927 | 6.5 | 44,621 | 6.4 | 99.3 |
| 携帯電話 | 65,762 | 9.5 | 70,396 | 10.2 | 107.0 |
| その他 | 14,845 | 2.1 | 15,129 | 2.2 | 101.9 |
| 小 計 | 177,585 | 25.6 | 174,998 | 25.3 | 98.5 |
| その他 | | | | | |
| ゲーム・玩具 | 21,179 | 3.1 | 22,150 | 3.2 | 104.6 |
| 音響ソフト・楽器 | 4,818 | 0.7 | 4,639 | 0.7 | 96.3 |
| 住宅設備 | 43,528 | 6.3 | 43,763 | 6.3 | 100.5 |
| 家電修理・工事収入 | 22,517 | 3.3 | 22,541 | 3.3 | 100.1 |
| その他 | 48,734 | 7.1 | 38,941 | 5.6 | 79.9 |
| 小 計 | 140,779 | 20.5 | 132,037 | 19.1 | 93.8 |
| 合 計 | 691,216 | 100.0 | 692,087 | 100.0 | 100.1 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 区分「その他」中の「その他」の大幅な減少は、前連結会計年度にホームセンター事業を売却したことによるものであります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を150億円発行いたしました。

調達資金の使途につきましては、J R 広島駅前再開発に伴う土地取得、建物建設及び開業資金の一部として約45億円、新規及び移転による出店に伴う投資資金並びに既存店舗の改装に要する設備投資資金として約25億円、システム改修費用として約30億円、資本効率の向上を通じて株主への一層の利益還元と、機動的な資本政策を遂行するための自己株式取得資金として約50億円を使用いたしました。

また、既存借入金の借換資金として株式会社三井住友銀行のアレンジでシンジケートローンを80億円組成いたしました。適用金利については将来の金利上昇リスクを回避するため、金利スワップを利用して固定化しております。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は111億1百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

| 区分 | 設 備 名 | 所 在 地 | 開 店 日 | 増減面積(㎡) |
|-----|------------------------|----------|-----------|---------|
| 新 設 | エディオン長野青木島店 | 長野県長野市 | H27.04.10 | 2,235 |
| // | エディオンもりのみや店 | 大阪市中央区 | H27.04.11 | 3,291 |
| // | 100満ボルト羽咋宝達志水店 | 石川県宝達志水町 | H27.04.24 | 1,653 |
| // | エディオンフォレオ大阪ドームシティ店 | 大阪市西区 | H27.04.24 | 1,851 |
| // | エディオン静岡曲金店 | 静岡市駿河区 | H27.07.03 | 2,475 |
| // | エディオンららぽーとEXPOCITY店 | 大阪府吹田市 | H27.11.19 | 2,166 |
| // | エディオン箕面船場店 | 大阪府箕面市 | H27.12.04 | 3,303 |
| // | エディオンユニバーサル・シティウォーク大阪店 | 大阪市此花区 | H28.03.25 | 174 |
| 移 転 | エディオン六地藏MOMOテラス店 | 京都市伏見区 | H27.04.25 | △1,156 |
| // | エディオン和歌山店 | 和歌山県和歌山市 | H27.06.26 | △1,101 |
| // | エディオンエコール・マミ店 | 奈良県香芝市 | H27.07.18 | △1,538 |
| // | エディオン東淀路店 | 大阪市東淀川区 | H27.11.21 | 567 |

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで | 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |
| 売 上 高(百万円) | 685,145 | 766,699 | 691,216 | 692,087 |
| 営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)(百万円) | △2,476 | 13,720 | 10,745 | 17,050 |
| 経 常 利 益(百万円) | 1,476 | 14,883 | 11,118 | 17,275 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)(百万円) | △2,640 | 5,149 | 4,929 | 6,022 |
| 総 資 産 額(百万円) | 378,087 | 385,799 | 367,338 | 360,312 |
| 純 資 産 額(百万円) | 138,489 | 146,756 | 145,086 | 141,986 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,361.19 | 1,325.29 | 1,389.43 | 1,437.65 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円) | △25.80 | 48.42 | 45.77 | 60.04 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 36.6 | 38.0 | 39.5 | 39.4 |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで | 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで |
| 売 上 高(百万円) | 603,696 | 684,633 | 616,692 | 619,114 |
| 営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)(百万円) | △3,595 | 10,940 | 8,708 | 14,374 |
| 経 常 利 益(百万円) | 494 | 12,477 | 9,543 | 15,245 |
| 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円) | △3,340 | 4,332 | 4,562 | 5,604 |
| 総 資 産 額(百万円) | 362,476 | 370,976 | 352,484 | 347,527 |
| 純 資 産 額(百万円) | 132,653 | 139,836 | 137,861 | 136,013 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,304.06 | 1,263.37 | 1,320.82 | 1,377.63 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円) | △32.64 | 40.73 | 42.35 | 55.87 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 36.5 | 37.6 | 39.1 | 39.1 |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当企業グループをとりまく経済環境は、家電需要が伸び悩む中で、構造改革や業態拡大による新たな顧客開拓に向けた動きが強まっております。また、スマートフォンの普及によりインターネットショッピング市場の拡大も続いており、リアル店舗を運営するうえでのさまざまな課題への対応が必要となっております。さらに、少子高齢化と人口減少による家電需要の減少への対応も重要な課題であると認識しております。こうした中で当企業グループでは、(1)収益力の向上、(2)成長分野への取り組み、(3)コスト抑制及び(4)コンプライアンスの徹底に努め、健全かつ持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

(1) 収益力の向上

当企業グループでは、社員の販売力を強化するとともに、効率性を重視した店舗運営を行うことで、売上増加と収益力の向上に努めてまいります。また、エディオンカード会員の獲得強化と、「Tポイントサービス」の導入等で新規顧客の獲得を図ります。接客力の強化はもとより、サービス面においても、訪問・受付修理や配送・工事体制の品質向上に努め、お客様満足度の向上を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、お客様の満足感、安心感とブランドイメージを向上させることにより、競争力、収益力を上げてまいります。

(2) 成長分野への取り組み

当企業グループが成長の柱として捉えているリフォーム市場は、今後も規模の拡大が見込まれております。当企業グループでは、リフォーム商品の展示店舗の拡大や施工体制の強化と施工品質の向上を図り、売上拡大に努めております。また、電力小売全面自由化により消費者の電気代節約の意識も高まっていることから、太陽光発電システムとオール電化関連商品の販売も積極的に推進してまいります。

今後も家電市場の中でインターネット販売のシェアが高まることが予測されております。当企業グループのeコマース事業では、今後も品揃えの充実や物流体制の強化など更なるサービスの拡充・強化を行い、インターネット販売の利便性を高めてまいります。

そのほか、インターネットサービスプロバイダ事業、リサイクル事業等の拡大に組み込み、売上拡大を図ってまいります。

(3) コスト抑制

法定福利費の増加等、外部要因によるコストの増加が見込まれる中で、パート従業員の販売力強化や人員配置の見直し等により人件費の最適化に取り組むほか、広告及び販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

(4) コンプライアンスの徹底

当企業グループでは、従業員が社会の一員として、またエディオングループの一員として、法令や社内ルールを遵守し、不正等が発生しない環境を作り上げていくことがお客様からの信頼に結びついていくと考えております。今後も、社内研修を通じて社員一人ひとりが法令遵守の認識を深め、また社内体制の整備や内部統制の強化を行うことでコンプライアンスの一層の徹底に取り組み、事業の健全かつ持続的な発展を目指してまいります。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、(株)エディオンと連結子会社5社（(株)サンキュー、(株)エディオンコミュニケーションズ、(株)エディオンハウスシステム、(株)エヌワーク、(株)イー・アール・ジャパン）及び持分法適用関連会社3社（(株)ふれあいチャンネル、(株)サンフレッチェ広島、(株)マルニ木工）で構成され、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり家電量販店等を展開しております。

1-6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等(平成28年3月31日現在)

| 事業所名等 | 主な業務 | 当連結会計年度末現在の店舗数 | | | 当連結会計年度中の店舗増減数 | | |
|-----------------|------------|----------------|-----|-------|----------------|-----|----|
| | | 直営店 | FC店 | 計 | 直営店 | FC店 | 計 |
| エディオン | 家庭電化商品等の販売 | 348 | 775 | 1,123 | 2 | △4 | △2 |
| サンキュー | 家庭電化商品等の販売 | 39 | 1 | 40 | △2 | 0 | △2 |
| エディオンコミュニケーションズ | 携帯電話等の販売 | 43 | 0 | 43 | △2 | 0 | △2 |
| 合 計 | | 430 | 776 | 1,206 | △2 | △4 | △6 |

(2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 8,663名

② 事業報告作成会社の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|--------|--------|
| 7,218名 | △213名 | 40歳7か月 | 16年1か月 |

(注) 1. 平均勤続年数は、当社が吸収合併をした会社での勤続年数を通算しております。
2. 使用人数には臨時従業員は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 設立年月 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|---------|----------|-----------|------------|--------------------------|
| (株) サンキュー | 福井県福井市 | 昭和51年11月 | 百万円 10 | % 100.0 | 家庭電化商品等の販売 |
| (株) エディオンコミュニケーションズ | 名古屋市千種区 | 平成12年5月 | 300 | 100.0 | 携帯電話等の販売 |
| (株) エディオンハウスシステム | 広島市中区 | 平成14年6月 | 20 | 100.0 | 太陽光発電システムの販売・工事、住宅リフォーム等 |
| (株) エヌワーク | 名古屋市千種区 | 昭和48年12月 | 30 | 100.0 | 情報システムの運営及び開発 |
| (株) イー・アールン・ジャパン | 広島市中区 | 平成24年4月 | 100 | 55.0 | リユース事業及びリサイクル事業 |

1-8. 主要な借入先及び借入額(平成28年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 3,000 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 3,000 |
| 株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行 | 2,000 |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行 | 1,000 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 332 |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行 | 150 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#6(注)1 | 12,600 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#7(注)2 | 10,800 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#1(注)3 | 12,000 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#8(注)4 | 16,000 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#4(注)5 | 8,000 |

- (注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#6は、株式会社広島銀行他全34行で構成されております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#7は、三菱UFJ信託銀行株式会社他全21行で構成されております。
3. 株式会社みずほ銀行をエージェン特とするシンジケート団#1は、株式会社紀陽銀行他全18行で構成されております。
4. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#8は、三井住友信託銀行株式会社他全37行で構成されております。
5. 株式会社三井住友銀行をエージェン特とするシンジケート団#4は、株式会社八十二銀行他全19行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年4月25日付で上新電機株式会社による当社のリフォーム事業に関する営業秘密の不正使用について、その差止め及び不正使用によって作成された事業管理用のソフトウェア・各種社内資料・店舗展示用ディスプレイ設備等の廃棄に加え、50億円の損害賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴いたしました。

本事案の刑事記録やその後当社が収集した証拠から、上新電機株式会社は当社の秘密情報を利用してリフォーム事業を起こし、現在に至るまでこれらの不正使用行為を継続していると考えられます。このような行為の継続は事業者にとって正当な競争行為を行う意欲を低減させることになりかねず、不正競争行為を許容できないと判断したため提訴いたしました。

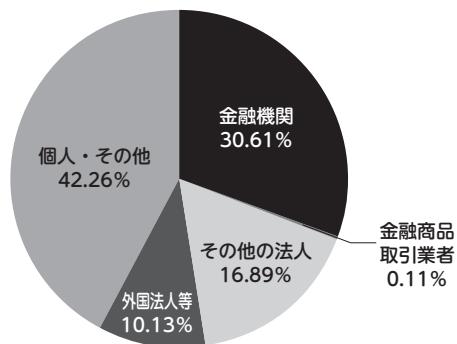
2. 株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 112,005,636株
 (3) 株主数 37,093名
 (4) 大株主の状況(上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 L I X I L グ ル ー プ | 8,961 ^{千株} | 9.07 % |
| エ デ ィ オ ン グ ル ー プ 社 員 持 株 会 | 8,310 | 8.41 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 4,402 | 4.45 |
| 株 式 会 社 ダ イ イ チ | 3,449 | 3.49 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 3,171 | 3.21 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 3,083 | 3.12 |
| 久 保 允 誉 | 2,020 | 2.04 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 1,873 | 1.89 |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 1,811 | 1.83 |
| エ デ ィ オ ン グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会 | 1,718 | 1.74 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式13,275,997株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

所有者別株式分布



3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 - ① 平成26年9月17日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

| | |
|------------------------------|---|
| 発行日 | 平成26年10月3日 |
| 新株予約権の総数 | 1,500個及び代替新株予約権に係る社債の額面金額合計額を1,000万円 で除した個数の合計数とする。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は896円とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成26年10月17日から平成33年9月17日まで（行使請求受付場所現地時間） |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の一部行使はできない。 平成33年7月1日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権付社債の残高 | 15,000百万円 |

② 平成27年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行した「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

| | |
|------------------------------|--|
| 発行日 | 平成27年6月19日 |
| 新株予約権の総数 | 1,500個及び代替新株予約権に係る社債の額面金額合計額を1,000万円 で除した個数の合計数とする。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は1,240円とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年7月3日から平成37年6月5日まで（行使請求受付場所現地時間） |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の一部行使はできない。 平成37年3月19日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権付社債の残高 | 15,000百万円 |

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------|---------|--|
| 代表取締役会長兼社長 | 久 保 允 誉 | (株)サンフレッチェ広島代表取締役会長 (株)ふれあいチャンネル代表取締役副社長 |
| 代表取締役副会長 | 岡 嶋 昇 一 | (株)エディオンコミュニケーションズ代表取締役社長 |
| 専 務 取 締 役 | 加 藤 徳 寿 | 営業本部長 |
| 専 務 取 締 役 | 船 守 精 一 | (株)サンキュー代表取締役会長 |
| 専 務 取 締 役 | 山 崎 徳 雄 | 経営企画本部長 |
| 専 務 取 締 役 | 梅 原 正 幸 | フランチャイズ本部長 |
| 取 締 役 | 道 法 一 雅 | E L S 統括部長 |
| 取 締 役 | 池 畑 裕 次 | 営業統括部長 |
| 取 締 役 | 加 藤 孝 宏 | I T 物流サービス本部長 |
| 取 締 役 | 小 谷 野 薫 | 管理本部長 |
| 取 締 役 | 石 橋 省 三 | 一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 学校法人立正大学学園監事 株式会社みんかぶ社外監査役 学校法人栗本学園(名古屋商科大学)理事 株式会社コンセプト社外監査役 |
| 取 締 役 | 高 木 施 文 | 弁護士 |
| 常 勤 監 査 役 | 藤 川 誠 | |
| 監 査 役 | 異 相 武 憲 | 弁護士 旭化学工業株式会社社外取締役 |
| 監 査 役 | 沖 中 隆 志 | 税理士 |
| 監 査 役 | 竹 原 相 光 | 公認会計士 Z E C O O パートナース株式会社代表取締役 株式会社CDG社外取締役 株式会社エスプール社外取締役 元気寿司株式会社社外取締役 |

- (注) 1. 取締役石橋省三、取締役高木施文の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役異相武憲、監査役沖中隆志、監査役竹原相光の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役高木施文、監査役異相武憲の両氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役竹原相光氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動
 取締役三嶋恒夫、取締役小谷野薫、取締役高木施文の各氏は、平成27年6月26日開催の第14回定時株主総会にて選任され、就任いたしました。
 取締役三嶋恒夫氏は、平成27年12月31日をもって辞任いたしました。
7. 当社は、取締役石橋省三、取締役高木施文、監査役異相武憲、監査役沖中隆志、監査役竹原相光の各氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出ております。

4-2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名 | 退 任 日 | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------------|---------|---------------------|
| 三 嶋 恒 夫 | 平成27年12月31日 | 辞 任 | 取締役 E L S 本部長 |

4-3. 責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外取締役石橋省三、社外取締役高木施文、常勤監査役藤川誠、社外監査役異相武憲、社外監査役沖中隆志、社外監査役竹原相光の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

4-4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 14名 | 471百万円 |
| 監 査 役 | 4名 | 30百万円 |
| 合 計 | 18名 | 501百万円 |

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成27年12月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。
4. 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、社外取締役2名及び社外監査役3名に対する報酬31百万円を含めております。
5. 上記取締役の報酬等の額には、役員賞与80百万円を含めております。
6. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4-5. 社外役員他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(1) 社外役員他の法人等の重要な兼職の状況

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 会 社 名 | 兼 職 の 内 容 |
|-----------|---------|----------------------|-----------|
| 社 外 取 締 役 | 石 橋 省 三 | 一般財団法人石橋湛山記念財団 | 代 表 理 事 |
| | | 学校法人立正大学学園 | 監 事 |
| | | 株式会社みんかぶ | 社 外 監 査 役 |
| | | 学校法人栗本学園（名古屋商科大学） | 理 事 |
| | | 株式会社コンセプト | 社 外 監 査 役 |
| 社 外 監 査 役 | 異 相 武 憲 | 旭化学工業株式会社 | 社 外 取 締 役 |
| 社 外 監 査 役 | 竹 原 相 光 | Z E C O O パートナーズ株式会社 | 代 表 取 締 役 |
| | | 株式会社CDG | 社 外 取 締 役 |
| | | 株式会社エスプール | 社 外 取 締 役 |
| | | 元気寿司株式会社 | 社 外 取 締 役 |

(2) 当社と当該他の法人等との関係

当社と社外役員が他の法人等を兼職する当該他の法人等との間には、特別な関係はありません。

4-6. 社外役員の主な活動状況

| 氏名 (地 位) | 取締役会・監査役会への 出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|-----------------------|---|--|
| 石橋省三 (社 外 取 締 役) | 当事業年度に開催した26回の取締役会のすべてに出席いたしました。 | 取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において自らの経験と知見も踏まえた発言を行っております。 |
| 高木施文 (社 外 取 締 役) | 平成27年6月26日就任以降、当事業年度に開催した20回の取締役会のうち18回に出席いたしました。 | 取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において弁護士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。 |
| 異相武憲 (社 外 監 査 役) | 当事業年度に開催した26回の取締役会のうち25回に出席、また、6回開催した監査役会のすべてに出席いたしました。 | 取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において弁護士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。 |
| 沖中隆志 (社 外 監 査 役) | 当事業年度に開催した26回の取締役会のうち24回に出席、また、6回開催した監査役会のすべてに出席いたしました。 | 取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において税理士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。 |
| 竹原相光 (社 外 監 査 役) | 当事業年度に開催した26回の取締役会のすべてに出席、また、6回開催した監査役会のうち5回に出席いたしました。 | 取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において会計士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 90百万円 |
| (2) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 1百万円 |
| (3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 91百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザリー業務であります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の妥当性、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5-4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

(1) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

(2) 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月間
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3) 処分の理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、担当した公認会計士が、相当の注意を怠り、財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループが掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のうえに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ確かな意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努力します。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
 - (2) 当社代表取締役が指名する取締役をコンプライアンス委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス委員長が指名した者を委員として構成する。コンプライアンス委員長は必要に応じて会議を開催しコンプライアンス体制の強化に努める。また、重要事項については、「コンプライアンス委員会」から取締役会へ報告することとする。
 - (3) コンプライアンス委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスに関する適切なアドバイスを受けるものとする。
 - (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
 - (5) 「コンプライアンス委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
 - (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
 - (7) 取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。

(8) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、代表取締役が指名する取締役を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、定期又は不定期に会議を開催する。「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩等に備えた体制を整備し、運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。

(2) 代表取締役が指名する取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、会議を定期又は不定期に開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。

(2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議及び常務会等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。

(3) 取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正確保のために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

(1) 当社は、エディオングループ各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。

(2) エディオングループ各子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。

- (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を各子会社に整備させることで、グループ各子会社の取締役等の職務執行の効率化を図る。
- (4) 「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図りコミュニケーションを活性化させることで、エディオングループ全体としての意思統一を図る。
- (5) 当社の内部監査部門が、エディオングループ各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施し、監査体制の強化を図る。
- (6) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、子会社に対し、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定し、各子会社の経営を管理する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。なお、当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に定めるものとし、取締役及び従業員は、かかる定めに従うものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「コンプライアンス委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
- (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等を早期発見できる体制を構築しております。また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (2) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等に備えるため、「情報セキュリティ委員会」を定期に開催し、当社情報システムのセキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。
- (3) 「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの分析を行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。
- (4) 「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議及び常務会を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。さらに、当該取締役は職務執行の状況及び結果を取締役に報告しております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (5) 「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。
- (6) 監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ1名を配置しております。
- (7) 取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議において、当企業グループの重要な情報について適時報告をする体制となっております。
- (8) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|----------------|-----------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| I 流動資産 | | I 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 12,246 | 支払手形及び買掛金 | 39,474 |
| 受取手形及び売掛金 | 32,034 | 一年内返済予定の長期借入金 | 20,711 |
| 商品及び製品 | 102,648 | リース債務 | 101 |
| 繰延税金資産 | 7,813 | 未払法人税等 | 5,418 |
| その他 | 13,096 | 未払消費税等 | 3,255 |
| 貸倒引当金 | △53 | 賞与引当金 | 4,657 |
| 流動資産合計 | 167,785 | ポイント引当金 | 8,911 |
| | | その他の他 | 22,253 |
| II 固定資産 | | 流動負債合計 | 104,783 |
| 1 有形固定資産 | | II 固定負債 | |
| 建物及び構築物 | 63,933 | 転換社債型新株予約権付社債 | 30,067 |
| 工具、器具及び備品 | 4,774 | 長期借入金 | 49,359 |
| 土地 | 72,918 | リース債務 | 890 |
| リース資産 | 285 | 繰延税金負債 | 9 |
| 建設仮勘定 | 1,344 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,772 |
| その他 | 553 | 商品保証引当金 | 8,296 |
| 有形固定資産合計 | 143,809 | 退職給付に係る負債 | 9,519 |
| | | 資産除去債務 | 6,843 |
| 2 無形固定資産 | | その他の他 | 6,783 |
| その他 | 4,726 | 固定負債合計 | 113,542 |
| 無形固定資産合計 | 4,726 | 負債合計 | 218,326 |
| 3 投資その他の資産 | | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 3,112 | I 株主資本 | 149,957 |
| 差入保証金 | 27,332 | 資本金 | 11,940 |
| 繰延税金資産 | 7,963 | 資本剰余金 | 84,309 |
| その他 | 5,918 | 利益剰余金 | 64,164 |
| 貸倒引当金 | △334 | 自己株式 | △10,456 |
| 投資その他の資産合計 | 43,991 | II その他の包括利益累計額 | △8,018 |
| 固定資産合計 | 192,527 | その他有価証券評価差額金 | 149 |
| 資産合計 | 360,312 | 土地再評価差額金 | △6,689 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △1,479 |
| | | III 非支配株主持分 | 47 |
| | | 純資産合計 | 141,986 |
| | | 負債・純資産合計 | 360,312 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|---------|
| I 売上高 | | 692,087 |
| II 売上原価 | | 496,010 |
| III 売上総利益 | | 196,076 |
| III 販売費及び一般管理費 | | 179,025 |
| IV 営業外収益 | | 17,050 |
| 受取利息及び配当金 | 172 | |
| 持分法による投資利益 | 68 | |
| 助成金の収入 | 183 | |
| その他 | 1,041 | 1,465 |
| V 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 659 | |
| 貸倒引当金繰入 | 234 | |
| その他 | 345 | 1,239 |
| VI 特別利益 | | 17,275 |
| 固定資産売却益 | 14 | |
| 投資有価証券売却益 | 150 | |
| その他 | 87 | 252 |
| VII 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 61 | |
| 固定資産除却損 | 927 | |
| 減損損失 | 4,256 | |
| 賃貸借契約解約損 | 282 | |
| その他 | 86 | 5,613 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 11,914 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,269 | |
| 法人税等調整額 | 637 | 5,907 |
| 当期純利益 | | 6,007 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | 15 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 6,022 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | 科 目 | | 金 額 |
|-----------------|--|---------|--------------------|--|---------|
| (資 産 の 部) | | | (負 債 の 部) | | |
| I 流 動 資 産 | | | I 流 動 負 債 | | |
| 現金及び預金 | | 11,604 | 買入短期借入金 | | 35,017 |
| 受取手形 | | 7 | 一年以内返済予定の長期借入金 | | 6,937 |
| 売掛金 | | 34,086 | リース負債 | | 20,711 |
| 商品及び貯蔵品 | | 92,095 | 未払費用 | | 72 |
| 原材料及び貯蔵品 | | 298 | 未払法人税等 | | 11,229 |
| 前払費用 | | 2,903 | 未払消費税 | | 20 |
| 短期貸付金 | | 1,361 | 前払受取引当金 | | 5,048 |
| 未繰入金資産 | | 4,771 | 前受取引当金 | | 2,977 |
| 繰上りの当金 | | 6,880 | 前受取引当金 | | 8,389 |
| 倒引当金 | | 143 | 前受取引当金 | | 293 |
| 流動資産合計 | | △50 | 前受取引当金 | | 651 |
| | | 154,102 | 前受取引当金 | | 3,966 |
| II 固 定 資 産 | | | II 固 定 負 債 | | |
| 1 有 形 固 定 資 産 | | | I 流 動 負 債 合 計 | | |
| 建物 | | 54,471 | 流動負債合計 | | 103,804 |
| 構築物 | | 2,578 | II 固 定 負 債 | | |
| 機械及び装置 | | 480 | 転換社債型新株予約権付社債 | | 30,067 |
| 車両運搬具 | | 13 | 長期借入金 | | 49,359 |
| 器具及び備品 | | 4,178 | リース負債 | | 701 |
| 土地 | | 71,584 | 再評価に係る繰上り引当金 | | 1,772 |
| 建物 | | 73 | 退職給付引当金 | | 6,622 |
| 建設中資産 | | 934 | 商品保証引当金 | | 6,526 |
| 有形固定資産合計 | | 134,314 | 資産除去負債 | | 5,934 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | | | 資産除去負債 | | 6,404 |
| 借地権 | | 443 | 預り保の債権 | | 319 |
| 商標 | | 43 | 固定負債合計 | | 107,709 |
| ソフトウエア | | 2,600 | 負債合計 | | 211,514 |
| その他の無形固定資産 | | 1,064 | (純 資 産 の 部) | | |
| 無形固定資産合計 | | 4,151 | I 株 主 資 本 | | 142,523 |
| 3 投 資 其 他 の 資 産 | | | 資本金 | | 11,940 |
| 投資有価証券 | | 2,087 | 資本剰余金 | | 110,761 |
| 関係会社株 | | 16,383 | 資本準備金 | | 64,137 |
| 出資 | | 1 | その他の資本剰余金 | | 46,624 |
| 長期貸付金 | | 2,497 | 利益剰余金 | | 30,277 |
| 関係会社長期貸付金 | | 85 | その他の利益剰余金 | | 30,277 |
| 長期前払費用 | | 1,352 | 繰越利益剰余金 | | 30,277 |
| 差入保証金 | | 24,970 | 自己株式 | | △10,456 |
| 繰上りの当金 | | 6,415 | II 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | △6,510 |
| 倒引当金 | | 1,251 | その他の有価証券評価差額金 | | 179 |
| 投資その他の資産合計 | | △87 | 土地再評価差額金 | | △6,689 |
| 固定資産合計 | | 54,959 | 純 資 産 合 計 | | 136,013 |
| 資産合計 | | 193,425 | 負債・純資産合計 | | 347,527 |
| 資産合計 | | 347,527 | | | |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 | 目 | 金 | 額 |
|-----|--------------|-------|---------|
| I | 売上高 | | 619,114 |
| II | 売上原価 | | 443,200 |
| | 売上総利益 | | 175,913 |
| III | 販売費及び一般管理費 | | 161,539 |
| | 営業利益 | | 14,374 |
| IV | 営業外収益 | | |
| | 受取利息 | 81 | |
| | 受取配当金 | 699 | |
| | その他 | 1,067 | 1,847 |
| V | 営業外費用 | | |
| | 支払利息 | 652 | |
| | その他 | 323 | 976 |
| | 経常利益 | | 15,245 |
| VI | 特別利益 | | |
| | 固定資産売却益 | 13 | |
| | 投資有価証券売却益 | 150 | |
| | その他 | 87 | 251 |
| VII | 特別損失 | | |
| | 固定資産売却損 | 60 | |
| | 固定資産除却損 | 761 | |
| | 減損 | 3,604 | |
| | 賃貸借契約解約損 | 262 | |
| | その他 | 81 | 4,771 |
| | 税引前当期純利益 | | 10,725 |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 4,662 | |
| | 法人税等調整額 | 458 | 5,121 |
| | 当期純利益 | | 5,604 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月16日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月16日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社エディオン 監査役会

| | |
|-----------------|-----|
| 常 勤 監 査 役 藤 川 | 誠 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 異 相 武 | 憲 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 沖 中 隆 | 志 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 竹 原 相 | 光 ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、前期に比べ2円増配し1株につき12円といたしたいと存じます。

なお、平成27年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき22円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額1,184,755,668円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--|---|
| 1 | 再任 くぼまさたか 久保允誉 (昭和25年2月18日) | 平成4年4月 株式会社ダイイチ代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長 平成16年10月 株式会社ふれあいチャンネル代表取締役副社長（現任） 平成24年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成27年2月 株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長（現任） |
| | 取締役会への出席状況 | 25回/26回（96%） |
| | 所有する当社株式数 | 2,020,200株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 株式会社ダイイチの代表取締役就任以降、長年に亘り経営手腕を発揮し、当社の統合を図るなど、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も当社の事業拡大及び企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |
| 2 | 再任 おかじましょういち 岡嶋昇一 (昭和25年11月22日) | 平成5年6月 株式会社栄電社代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成22年10月 株式会社エディオンコミュニケーションズ代表取締役社長（現任） 平成23年10月 株式会社サンキュー代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役副会長（現任） 平成24年10月 株式会社サンキュー代表取締役会長 |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | 1,118,800株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 株式会社栄電社の代表取締役就任以降、長年に亘り経営手腕を発揮し、当社の統合を図るなど、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も経営全般への貢献を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--|---|
| 3 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> かとうひろひさ 加藤徳寿 (昭和35年3月12日) | 平成22年6月 当社取締役 平成22年10月 当社EASTカンパニー営業本部長 平成23年4月 当社商品本部長 平成24年4月 当社営業本部長兼商品統括部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年4月 当社営業本部長(現任) 平成26年6月 当社専務取締役(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 16,400株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 営業部門及び商品部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。 |
| 4 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> ふなもりせいいち 船守精一 (昭和29年1月14日) | 平成19年6月 当社取締役 平成21年4月 当社営業本部長 平成22年4月 当社商品本部長 平成23年4月 当社営業本部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年4月 当社事業開発本部長 平成26年2月 当社店舗開発本部長 平成26年6月 当社専務取締役(現任) 平成27年4月 当社物流サービス本部長 平成28年1月 株式会社サンキュー代表取締役会長(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 27,000株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 営業部門をはじめ多岐にわたる部門において豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--|---|
| 5 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やま さきのり お 山 崎 徳 雄 (昭和32年1月15日) | 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社経営企画本部長兼広報部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成24年10月 当社経営企画本部長兼経営企画部長兼広報部長 平成26年2月 当社経営企画本部長(現任) 平成26年6月 当社専務取締役(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 18,100株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 経営戦略部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。 |
| 6 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> うめ はらまさ ゆき 梅 原 正 幸 (昭和29年1月1日) | 平成13年7月 株式会社ミドリ電化代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役副社長 平成19年12月 当社物流・サービス統合推進室長 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社内部監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役 平成25年4月 当社管理本部長 平成25年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役(現任) 平成28年1月 当社フランチャイズ本部長(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 319,300株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 株式会社ミドリ電化の経営者としての経験や当社の管理部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--|--|
| 7 | 再任 こやの 小谷野 (昭和38年1月27日) かおる 薫 | 平成22年1月 日本総合アドバイザー事務所代表 平成24年4月 株式会社サンフレッチェ広島取締役 平成24年9月 同社常務取締役 平成25年1月 同社代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年10月 当社管理本部長(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 20回/20回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 15,700株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 企業経営における豊富な経験と実績を活かし、管理部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者といたしました。 |
| 8 | 再任 どう ほう かず まさ 道法一雅 (昭和35年10月24日) | 平成22年10月 当社執行役員 平成22年10月 当社経営企画部長 平成24年4月 当社営業統括部長 平成26年2月 当社フランチャイズ本部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社E L S 統括部長(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 17,700株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 営業部門における豊富な経験を活かし、リフォーム等のE L S (エコ・リビングソーラー) 部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|---|---|
| 9 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="text-align: center;"> <small>いけ はた ゆう じ</small> 池 畑 裕 次 (昭和39年7月5日) </div> | 平成23年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社近畿営業部長 平成24年4月 当社中四国営業部長 平成26年2月 当社営業統括部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 12,601株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 営業部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者いたしました。 |
| 10 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="text-align: center;"> <small>か どう たか ひろ</small> 加 藤 孝 宏 (昭和40年3月13日) </div> | 平成25年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社商品統括部長兼映像家電商品部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年9月 当社商品統括部長 平成28年1月 当社IT物流サービス本部長(現任) |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回(100%) |
| | 所有する当社株式数 | 13,600株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 商品部門における豊富な経験を活かし、物流サービス部門及び情報システム部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者いたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | | | | |
|-------|--|---|---|---|---|---|---|--|
| 11 | <table border="1" data-bbox="249 284 568 329"> <tr> <td>再</td> <td>任</td> <td>社</td> <td>外</td> <td>独</td> <td>立</td> </tr> </table> <p data-bbox="284 364 530 439">いし ばし しょう ぞう 石 橋 省 三 (昭和24年7月5日)</p> | 再 | 任 | 社 | 外 | 独 | 立 | <p data-bbox="586 201 1233 308">平成7年1月 株式会社野村総合研究所経営開発部長 平成9年4月 野村證券株式会社金融研究所経営調査部長 平成10年6月 同社金融研究所副所長兼企業調査部長 平成12年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社 マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="586 338 1313 526">平成15年9月 一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事（現任） 平成16年4月 国立大学法人東京医科歯科大学理事 平成17年4月 学校法人立正大学学園監事（現任） 平成19年6月 株式会社みんかぶ社外監査役（現任） 平成20年4月 学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任） 平成26年8月 株式会社コンセプト社外監査役（現任）</p> |
| 再 | 任 | 社 | 外 | 独 | 立 | | | |
| | 在任年数 | 2年 | | | | | | |
| | 取締役会への出席状況 | 26回/26回（100%） | | | | | | |
| | 所有する当社株式数 | 0株 | | | | | | |
| | 社外取締役候補者とした理由 | <p data-bbox="586 701 1357 798">企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言を行っております。 今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> | | | | | | |
| 12 | <table border="1" data-bbox="249 837 568 883"> <tr> <td>再</td> <td>任</td> <td>社</td> <td>外</td> <td>独</td> <td>立</td> </tr> </table> <p data-bbox="284 917 530 993">たか ぎ し もん 高 木 施 文 (昭和37年12月23日)</p> | 再 | 任 | 社 | 外 | 独 | 立 | <p data-bbox="586 822 1304 1014">平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 ブレークモア法律事務所入所 平成4年10月 足立・ハンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 平成11年8月 東京青山・青木・狛法律事務所パートナー 平成14年8月 ホワイト&ケース法律事務所パートナー 平成26年3月 高木法律事務所開設（現在に至る） 平成27年6月 当社社外取締役（現任）</p> |
| 再 | 任 | 社 | 外 | 独 | 立 | | | |
| | 在任年数 | 1年 | | | | | | |
| | 取締役会への出席状況 | 18回/20回（90%） | | | | | | |
| | 所有する当社株式数 | 0株 | | | | | | |
| | 社外取締役候補者とした理由 | <p data-bbox="586 1185 1357 1312">弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言を行っております。 なお、高木施文氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> | | | | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「社外」は社外取締役候補者を、「独立」は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 当社は、石橋省三氏及び高木施文氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出ており、両氏が取締役役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
4. 社外取締役の在任年数は、本定時株主総会終結時の年数であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により石橋省三氏及び高木施文氏との間で責任限定契約を締結しております。石橋省三氏及び高木施文氏が取締役に再任され就任した場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。
6. 株式会社ダイイチ、株式会社栄電社及び株式会社ミドリ電化は、商号変更及び吸収合併により、現在は株式会社エディオンになっております。

＜ご参考＞ 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けております。

＜独立性基準＞

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

- a. 現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者
- b. 当社の直近の株主名簿において持株比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している業務執行者
- c. 直近の3事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の2%を超える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
- d. 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
- e. 直近の3事業年度において、年間1,000万円又は売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
- f. b～eの団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後1年を経過していない者
- g. 当社又はa～eの業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族

以 上

(MEMO)

A series of 20 horizontal dotted lines for writing a memo.

(MEMO)

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.

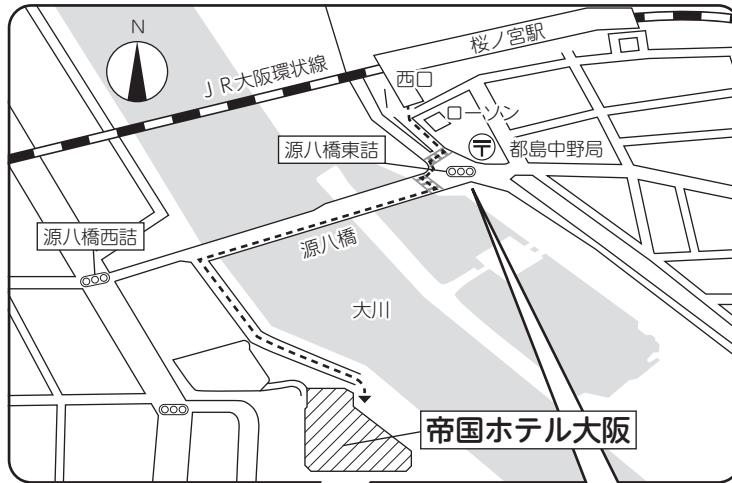
(MEMO)

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

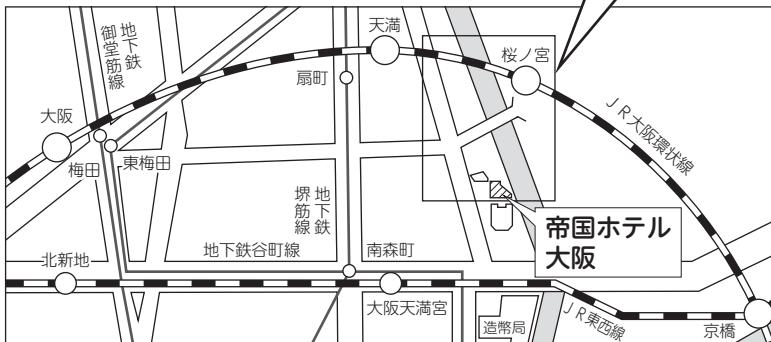
第15回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階「エンパイアルーム」
- 最寄りの駅 JR大阪環状線「桜ノ宮駅」西口から会場まで 徒歩約7分
JR東西線「大阪天満宮駅」1番出口から会場まで 徒歩約14分
- お 願 い 当日は駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮お願い申し上げます。

[会場付近略図]



(注意)
源八橋東詰交差点にて、
帝国ホテル側に横断の上、
源八橋をお渡りください。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。